

「第3次高知県DV被害者支援計画」パブリックコメント及び関係課等からの意見への対応一覧

資料2

○パブリックコメント

	箇所	意見等	対応
1	22～ 23ページ	DV保護件数が減少しているのは、DV事件が減少しているからではなく、センターのPRが低調なためではないか。センターのPRにはもう少し力を入れる必要がありはしないか。	様々な広報媒体や機会を活用し、今まで以上に配偶者暴力相談支援センターの周知に努めます。 また、配偶者暴力相談支援センターが、男性及び性的少数者のDV被害者にも対応していることについても、周知を図ります。

○関係課等意見

	箇所	意見等	対応
2	6ページ	県警におけるDV認知件数のデータが間違っている(ストーカー認知件数が入っている)。	【1. 本文修正】 ○修正前:「また、高知県警察におけるDV認知件数は平成25年まではほぼ横ばいでしたが、26年に大きく増加しています。」 ↓ ○修正後:「一方で、高知県警察におけるDV認知件数は平成24年度から大きく増加しており、県内におけるDVの件数が減少しているとは言えない状況にあります。」
3	7ページ	【女性相談支援センターにおける一時保護件数推移のグラフ】 「一時保護の件数は、平成18年度から24年度までは、80件から90件程度で推移していましたが、近年は40件前後」の件数はグラフの中で表示されていない合計数になっているが、分かりにくいのか。	DVを理由とした入所件数と全体に占める割合、全体件数が分かる表を追記しました。
4	7ページ	【女性相談支援センターにおける一時保護件数推移のグラフ】 パーセント表示を除いた方がグラフとして分かりやすいのではないか。	表に割合を入れることで、グラフからは削除しました。
5	7ページ	【要保護女子・同伴児・者人数およびのべ保護日数推移】 何を伝えたいのか、タイトル、グラフともに分かりにくい。	1. 掲載の趣旨が分かるよう説明文を追記しました。 「また、一時保護された要保護者と同伴児・者の人数と、のべ保護日数は、平成23年度をピークに、近年は減少傾向にあります。」 2. 「要保護女子」を「要保護者」に修正しました。
6	10ページ	第3章基本的方向 1(2)に追記。 「DVは、」の後へ、前プランと同様に「被害者はもとより」を入れる。	修正しました。

	箇所	意見等	対応
7	10ページ	第3章基本的方向 2(1)を修正。 「(国や県、市町村といった)公的機関の他」を「公的機関と」に修正。	一部修正しました。 (理由)国や県、市町村がそれぞれ当事者であることを明記したものであり、「国や県、市町村といった」を残し、「の他」は「と」に修正します。
8	13ページ	(「流れ」について)加害者対応や若年層への啓発が入っているため、「関係機関が連携して、まずは予防」から「関係機関が連携して予防の強化」に修正した方がいいのではないかと。	現状のままとします。 (理由)この箇所については、取組の流れを示したものであることから、「まずは予防」のままとします。
9	(15ページ)	前プランの「●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底 被害者支援のために情報共有は必要ですが、その一方で被害者の安全を確保するうえで、決して情報が漏れることがないよう、情報管理の徹底を図ります。」の内容を残してはどうか。	現状のままとします。 (理由)現計画では、柱1(1)「①関係機関・団体の連携強化」の15ページに掲載されていましたが、計画の策定は、連携を強化するための取組というよりは、被害者への支援の充実と安全の確保を目的とした取組であると判断して、柱3(1)③ 33ページの「関係機関に対する秘密の保持の徹底」に含めて記載しました。
10	16ページ	柱1(2)【現状と課題】、【今後の取組】、①の3ヶ所 人権教育推進プランの就学前教育の取組の項目で「乳幼児期」と記載しており、それと統一するため、「幼少期から」を「乳幼児期から」に修正したい(2ヶ所)。【今後の取組】は、学校等を列記しており、それと統一するため、「保育所・幼稚園等」としたい。	修正しました。
11	21ページ	加害者プログラムを作っても体制を整えても、強制的に入院をさせることは出来ず、結局、そこへ来てもらうことが難しく、問題。まずは、DVも依存症で、病気という啓発が大事。	○DVネットワーク・専門家研修において、27年度、28年度と2ヶ年連続で、加害者プログラム関連の講演を実施しています。現状では、「スキルアップ研修の実施」と、「国や他県の情報収集と情報を活用した対応策の検討」以上の取組の記載は難しいと考えます。 ○引き続き情報収集を行うとともに、「積極的」の表現を加えます。
12	21ページ	「加害者への対応」の書きぶりについて、もう少し踏み込んだ内容にならないものか。被害者と加害者の双方への対応を行う必要があり、積極的に情報を収集、参考にして、高知なりのことが何かできないか、今後皆で考えていただくということで、「積極的な」情報の収集をお願いしたい。	柱1(4)②の説明文及び「加害者更生プログラム・・・検討」 ・修正前:「加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、加害者の更生を促す対策へとつなげます。」 「国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。」 ↓
13	21ページ	気付き、啓発していく中で考えてもらうのも一つの方法ではないかと思うので、自助グループの検討も是非よろしく願いたい。	・修正後:「加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、その情報を活用して、加害者の更生を促す対策を検討します。」 「国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更生を促す対策を検討します。」

	箇所	意見等	対応
14	23ページ	企業に掲載を働きかける場合、どこの機関紙でも使える簡単な文例を作ってお願いした方が掲載されやすいのではないか。	広報紙に掲載しやすいよう、市町村に文面のパターンを複数作って送付しており、今後は、経済団体や企業等に対しても、同様に働きかけます。 柱2(1)①「市町村等関係機関・・・働きかけ」 ○追記:「また、その際、広報紙等に掲載しやすいよう、参考用の広報文案をいくつか作成し、広報の後押しをします。」
15	24ページ	被害者の処置をした後、すぐに引き取ってくれるような制度があれば非常にありがたい。病院から連絡があった場合にシェルター等に入れるようにしてもらえば、協力はできるのではないかと思う。	柱2(1)②「医療・福祉・・・連携の強化」 ○追記:「また、配偶者暴力相談支援センターは被害者の状況に応じて、一時保護を行うほか、適切な支援機関につなぐ等の対応を行います。」
16	27ページ	柱2(2)④「福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携強化」 福祉保健所業務や支援内容が混在し、わかりにくいと、1枠下の児童相談所の記載レベルが適当ではないか。	○修正前:「また、『心の健康相談』を通じた被害者及び加害者の心のケアや、市町村と連携した育児支援を行うほか、日常業務の・・・同行や通報等を行います。」 ↓ ○修正後:「また、日常業務の中でもDVが疑われる事例があれば、被害者本人に対して、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報等を行います。」
17	31ページ	インターネットが発達している現状では、自分の名を出さずに相談できる場が求められていると思う。ネット上で相談できる、相談窓口の電話番号を検索できるなど、アクセスしやすい配慮が必要かと思うが、その辺りをどうお考えか。	柱2(4)④に新たな取組内容を追加。 追加:「『●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり』 ホームページの充実などにより、情報の収集や相談へのアクセスのしやすさに配慮します。」
18	(35ページ)	柱3(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実 本計画において、一時保護の主体を表す言葉は「県の一時保護所」で統一されている。「配偶者暴力相談支援センターにおける」の表現は、「配暴センターが行う」の意味で使っているかと思うが、計画の他の箇所と記載方法が異なっており、ここを見た多くの人が「配暴センターに一時保護所を設置している」と受け取られるおそれがある。	○柱3(2)の重点目標P.35 現状のままとします。 【理由】「配偶者暴力相談支援センター」は施設等の名称ではなく、機能であることから、重点目標については現状のままとします。
19	36ページ	柱3(2)②子どもの心身のケアの充実「心の教育センター・高知市教育研究所・・・」 「高知市教育研究所」を「市町村の教育支援センター」に (高知市に限定されるものでなく、他の市町村と連携する機会があれば、修正を。)	柱3(2)②子どもの心身のケアの充実 以下のとおり修正しました。 ・修正前:「心の教育センター・高知市教育研究所・・・」 ↓ ・修正後:「心の教育センター等と・・・」 (※実際は、虐待に関わるため、児相につなぐことが多いことから、「等」と一くりにしました。)

	箇所	意見等	対応
20	36ページ	<p>柱3(2)③「就学のための様々な制度の情報提供と手続き支援」</p> <p>1). 以下のとおり修正を。 「高等学校等の就学支援金制度、高校生等の奨学給付金制度及び、高校・大学・専門学校等の奨学金貸付制度等の情報を提供する他、就学支援金制度や奨学給付金制度又は奨学金の貸付制度を実施することで、進学を希望する子どもたちを支援します。」</p> <p>2). 関係課等に私学・大学支援課を追加</p>	<p>柱3(2)③「就学のための様々な制度の情報提供と手続き支援」</p> <p>1). 以下のとおり修正しました。 「小・中・高等学校等の就(修)学支援、高校・大学・専門学校等の奨学金の給付や貸付などの各種就(修)学支援のための制度の情報提供や実施により、進学を希望する子どもたちを支援します。」</p> <p>2). 関係課等に私学・大学支援課を追加</p>
21	38ページ	<p>柱3(3)①「配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保」</p> <p>19と同様の理由により、「県の一時保護所以外の保護できる場の確保」等への変更がよいのではないかと。</p>	<p>柱3(3)①「配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保」</p> <p>以下のとおり修正しました。</p> <p>1)・修正前:「配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保」 ↓ ・修正後:「一時保護所以外の保護できる場の確保」 (理由)「一時保護所」と「県の一時保護所」の記載が併記されているため、「一時保護所」で統一します。ただし、「民間」と「県」の比較で記載している箇所は、「県の一時保護所」とします。</p> <p>2)・修正前:「一時保護所が満室の場合や、一時保護所(高知市)への避難」 ↓ ・修正後「一時保護所が満室の場合や、一時保護所への避難」</p>
22	40ページ	<p>柱4(1)②各種支援制度の情報提供「生活保護・保育支援・・・」</p> <p>「母子・寡婦福祉資金貸付制度等」だと母子・寡婦に限定しているように見えるため、他の利用可能な制度を記載してはどうか。</p>	<p>【修正案】全体的に修正</p> <p>「被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、母子生活支援施設の利用、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉制度の活用が必要となる場合があります。その他、職業訓練を受ける際の託児サービスの提供や民間支援団体の協力による貸付金や給付金、保証料の助成等についての情報提供や、利用・手続きの支援(書類の作成、申請の際の同行等)等を行います。」</p>
23	40、47ページ	<p>「福祉事務所」と記載があるが、これは機能としての福祉事務所をさすのか？右欄の担当課等に「福祉保健所」を入れるのであれば、「福祉事務所」と「福祉保健所」が同一であることが分からないため、機関としての「福祉保健所」に表現を統一してほしい。「市町村役場」には、市の福祉事務所が包含されていると考えられる。</p>	<p>修正しました。</p>

	箇所	意見等	対応
24	42、43ページ	担当課等の記載順を左枠の取組項目の内容によって考慮した方が、関わり頻度や重要度などがわかり、いいのではないかと。	複数の所属が同程度に関わる場合や、頻度・重要度の判断が難しいケースもあることから、現状維持とします。
25	42ページ	面会交流で、加害者である夫(妻)に子どもを安心して会わせることが出来る場所の提供をお願いしたい。見守りがある中で、会わせることができるのは大きい。この問題を抱えている方は非常に多いので、お願いしたい。	柱4(2)①に新たな取組内容を追加 追加:『●関係機関との連携による面会交流における支援の検討』被害者の中には、加害者と子どもとの面会交流に不安を感じている人もいます。このため、面会交流を円滑に実施するうえで、具体的にどういった形の協力が可能か検討します。』
26	42ページ	法テラスでは面会交流を支援しているが、場所の提供はしていない。場所をご好意でお借りして、そこで面会交流をしている状況。人材不足で沢山の要望には対応出来てないため、県へは場所や人材についてのバックアップやご協力などをお願いしたい。	
27	43ページ	柱4(2)②被害者及び子どもの心身の回復の支援「養護教諭・スクールカウンセラー…」 タイトルは「学校でのケア」だが、内容は「環境や体制づくり」なので、タイトルを変えるか、学校でのケアを中心とした書き方に変えたらどうか。	「養護教諭・スクールカウンセラー…ケア」「スクールソーシャルワーカー…ケア」をいずれも「ケアの充実」に修正しました。
28	43ページ	柱4(2)②被害者及び子どもの心身の回復の支援「関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り」 「保育所、幼稚園等」を「保育所・幼稚園等」に	修正しました。
29	45ページ	配暴センターの機能の強化には直接関わらないため、柱2の取組内容から「市町村基本計画の策定と取組の推進」を削除したとの趣旨は理解できるが、やはり市町村が基本計画を策定するように県が働きかけるスタンス、市町村計画の策定に向けた助言や支援を行う形の文言が書けないか。	柱5(1)①「市町村基本計画の策定と取組の推進」 修正前:「市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、助言や情報提供などにより支援します。」 ↓ 修正後:「市町村が地域の実情に合った基本計画を策定できるよう情報提供や助言等の支援を積極的に行います。」
30	49ページ	柱5(3)②「要保護児童対策地域協議会や民生・児童委員との連携」 担当課等を「児童家庭課→児童相談所」に修正	修正しました。

	箇所	意見等	対応
31	50ページ	<p>①この図に載せているのが機関なのか機能なのか相談を受ける人なのか が混然としている。統一したらどうか。</p> <p>②左上の市町村枠の下にソーレや福祉保健所があるのが、市町村の中 に含まれているように見えるため、上の段に、右と同じようにタイトルをつけ て(相談窓口・情報提供)、機関や人を分けてみた。</p> <p>③医療機関が抜けている。また、高知心理療法研究所・メンタルヘルス研 究会は特定の事業所名で、それ以外にもあるかもしれないため、機関名 にしてはどうか。</p> <p>④福祉事務所(福祉保健所)、保健所(福祉保健所)ではなく、福祉保健 所で統一したらどうか。各種援護制度の枠に市町村を追加。</p> <p>⑤そもそもこの計画は誰に見てもらおうことを想定しているのか。</p> <p>⑥社会福祉協議会では、小口貸付といった経済的支援や生活用品(リサ イクル品の斡旋、フードバンク的なこと)等も行っている。社協は民間支援 団体に入ると言えば、入るが。</p> <p>⑦市町村や県の部署名が入っている箇所と、「県、市」となっている箇所 が混在している。レベルを統一してはどうか。</p>	<p>50ページ「DV被害者支援の流れ(連携図)のとおり修正を行いました。</p> <p>なお、指摘事項への対応は以下のとおりです。</p> <p>①機関で統一しました。</p> <p>②一つの枠内にまとめるとともに、左の枠内を相談機関、右の枠内を地域で見守る 機関(県民を含む)に分け、整理しました。</p> <p>③修正しました。</p> <p>④福祉保健所と市町村で統一しました。下部にある「各種支援」を整理しました。</p> <p>⑤市町村等の関係機関や県民の皆様など、幅広く想定しています。</p> <p>⑥修正しました。</p> <p>⑦各種支援の枠内にある「県、市」については、計画にある関係機関等に準じて具 体的に記載しました。</p>